

# 一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟 組織及び運営規約

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟（以下「本連盟」という。）の組織とその運営等について、本連盟定款（以下「定款」という。）及び公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程（以下「教育規程」という。）に定めるもののほか、必要とする基本的な事項を定める。

## 第2章 組 織

[理事会]

(設置、責務及び構成)

第2条 本連盟に理事会を設ける。理事会の権限、招集、決議については定款による。

2 理事会の構成は、次のとおりである。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 地区代表理事
- (4) 業務理事
- (5) 学識経験者理事
- (6) 青年代表理事
- (7) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数には加わらない。）

3 連盟長、副連盟長、県コミッショナー、県副コミッショナー、理事でない運営委員会及び特別委員会の委員長並びに監事は、随時理事会に出席し、発言することができるが、議決に加わることはできない。

[企画会議]

(設置、責務及び構成)

第3条 本連盟の施策の企画、推進状況の確認及び各運営委員会等の連絡調整並びに理事会から決定の権限を委任された事項を審議するために、企画会議を設け、理事長が招集する。

なお、理事会から決定の権限を委任された事項の議決は、理事会に報告する。

2 前項企画会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 理事長（議長）
- (2) 副理事長
- (3) 運営委員会の委員長
- (4) 青年代表理事
- (5) 地区代表理事 若干名
- (6) 学識経験者理事 若干名
- (7) 県コミッショナー
- (8) 県副コミッショナー
- (9) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数には加わらない。）
- (10) その他理事長が必要と認めた者

3 企画会議は、必要に応じて随時開催する。

[運営会議]

(設置、責務及び構成)

第4条 本連盟の基本的な方針や重要施策などの事項について協議を行うとともに緊急を要する事項等についての意思決定を行うために運営会議を設ける。また、理事会から決定の権限を委任された事項の審議も行うが、その議決は理事会に報告する。

- 2 前項運営会議の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 連盟長
  - (2) 理事長（議長）
  - (3) 県コミッショナー
  - (4) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数には加わらない。）
  - (5) その他必要に応じて副連盟長、副理事長、県副コミッショナー、事務局次長
- 3 運営会議は、必要に応じて理事長が招集し開催する。

[地区代表理事会議]

(設置、責務及び構成)

第5条 本連盟に地区代表理事会議を設ける。地区代表理事は、地区内における加盟団の意見、要望等を掌握して、地区代表理事会議にその意向を反映するとともに、本連盟の円滑な運営について協議する。

- 2 前項地区代表理事会議の構成は、次のとおりとし、議長は理事長とする。
  - (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 地区代表理事
  - (4) 県コミッショナー
  - (5) 県副コミッショナー
  - (6) 事務局長
  - (7) その他理事長が必要と認めた者
- 3 地区代表理事会議は、必要に応じて随時開催する。

[千葉県ローバース会議]

(設置、責務及び構成)

第6条 本連盟は、県コミッショナーの下に千葉県ローバース会議を設置する。

- 2 千葉県ローバース会議の構成や運用等については、千葉県ローバース会議憲章に定める。
- 3 千葉県ローバース会議憲章の改廃は、千葉県ローバース会議にて行い理事会に報告する。
- 4 ローバース会議は議長が主宰し、随時開催する。議長は、開催記録を事務局長に提出する。
- 5 県連盟事業を行う場合は理事会の議を経るものとする。

[名誉会議]

(設置及び責務)

第7条 本連盟に名誉会議を設ける。

- 2 名誉会議は、理事会の委任により、表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議決定する。

(構成)

第8条 名誉会議の構成は、次のとおりである。

- (1) 県コミッショナー
  - (2) 名誉会議議員
  - (3) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数には加わらない。）
- 2 県副コミッショナーは、必要に応じて名誉会議に出席し発言することができるが、議決に加わることはできない。

(主宰)

第9条 名誉会議は、県コミッショナーが主宰する。

(成立と議決)

第10条 本会議の定足数は、過半数としその議決は多数決による。

(報告)

第11条 本会議の議決は、理事会に報告する。

[運営委員会、特別委員会及び企画・準備・実行委員会]

(設置)

第12条 理事会は、その下部機構として運営委員会を設け、また、必要に応じて特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会を設けることができる。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、理事会が委任した事項を処理するためにこれを常設する。その種類及び任務は、理事会が定める。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、特定部門につき理事会から委任された任務を行うため、必要の都度設ける。

2 任務及び期間は、設置の都度、理事会が指示する。

(企画委員会、準備委員会及び実行委員会)

第15条 企画委員会、準備委員会及び実行委員会は、理事会から委任された特定の事業をそれぞれ企画、準備及び実行する。

2 任務及び期間は、設置の際に理事会が定める。

(主宰)

第16条 運営委員会、特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会は委員長が主宰し、随時開催する。委員長は、開催記録を事務局長に提出する。

(議決の効力)

第17条 運営委員会、特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会の議決は、特に、その決定の権限を理事会から委任された場合を除き、すべて理事会の議を経てその効力を生ずる。

### 第3章 スカウトクラブ

第18条 スカウトクラブについては、日本連盟教育規程による。

### 第4章 役員等

(役員等の種類及び定員)

第19条 本連盟の役員等の種類及び定員は、定款で定める。

(連盟長)

第20条 連盟長は、理事会の発議により総会において推戴する。

2 連盟長は、本連盟地域内のスカウト運動を代表し、統理する。

3 任期は、2年とし再任を妨げない。

(副連盟長)

第21条 副連盟長は、必要に応じて前条と同じ手続き及び任期をもっておくことができる。

2 副連盟長は、連盟長を補佐し、その事故あるとき又は欠けたとき、これを代理する。

(理事長)

第22条 理事長の選任、職務及び権限は定款による。

(副理事長)

第23条 副理事長の選任、職務及び権限は定款による。

(地区代表理事)

第24条 地区代表理事は、当該地区の地区委員長が本連盟総会の確認を得て就任する。

2 地区代表理事は、当該地区を代表し、本連盟の運営に参画する。

3 任期は、1年とし再任を妨げない。

(業務理事・学識経験者理事)

第25条 業務理事及び学識経験者理事は、連盟長、理事長及び県コミッショナーが合議の上、地区代表

理事に諮問した後、総会の承認を得て、連盟長が委嘱する。

2 学識経験者理事は、理事会の決議による特命事項を担当する。

3 任期は、2年とし再任を妨げない。

(青年代表理事)

第26条 青年代表理事は、ローバースカウト及び同年代の指導者並びに青年指導者から、連盟長、理事長及び県コミッショナーが合議の上、地区代表理事に諮問した後、総会の承認を得て、連盟長が委嘱する。

2 任期は1年とし再任を妨げない。ただし、ローバースカウト及び同年代の指導者は満25歳、青年指導者は満30歳を迎えた最初の年次総会までとする。

(県コミッショナー及び県副コミッショナー)

第27条 県コミッショナー及び県副コミッショナーの選任、任期及び責務については、日本連盟教育規程による。

(名誉会議議員)

第28条 名誉会議議員は、総会においてその半数を選出し、残りの半数は連盟長及び県コミッショナーが合議の上、地区代表理事に諮問した後、総会の承認を得て、連盟長が委嘱する。

2 任期は、2年とし再任を妨げない。

(監事)

第29条 監事の選任、職務及び権限は定款による。

2 任期は、2年とし再任を妨げないが、他の県連盟の役員を兼ねることはできない。

(役員選考委員会)

第30条 監事及び総会選出の名誉会議議員は、各地区委員長及び連盟長が指名した若干名(地区数を超えない。)の選考委員をもって選考委員会を開き、候補者の推薦を行い、総会においてこれを選出する。

(役員等の任期)

第31条 役員等の任期は、コミッショナーを除き任期の最終年度の総会終了のときまでとする。

2 役員等が、退任するときには、後任者が就任するまでの間、なおその任務を行う。

(役員等の補充及び増員)

第32条 地区代表理事に欠員又は増員を生じたときは、新任の地区代表理事については理事会の議を経て、理事としての就任を確定する。

2 コミッショナーを除く前項以外の役員等にあつては、次の総会において、これを補充する。

3 補充又は増員による役員等の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(名誉役員)

第33条 名誉連盟長、顧問、相談役及び参与を理事会の議を経ておくことができる。

2 前項の任期は、3年とし再任を妨げない。

3 前各項の規定に拘らず、千葉県知事はその職において顧問に就任し、千葉県教育長はその職において相談役に就任する。

4 教育及び指導面に特に功績顕著であった者に先達の称号を理事会の議を経て贈ることができる。

(委員長及び副委員長)

第34条 運営委員会、特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 運営委員会、特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会の委員長は、理事の中から選任することを原則とする。

3 運営委員会、特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会は、必要に応じて副委員長を選任することができる。

(委員)

第35条 運営委員会の委員は、各地区から選出された者及び必要に応じて理事会の承認を得た者に

ついて理事長が委嘱する。

2 特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会の委員は、当該委員長と県コミッショナーとの合議の上、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(委員長、副委員長及び委員の任期)

第36条 運営委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 特別委員会、企画委員会、準備委員会及び実行委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、設置の都度これを決定する。

3 補充又は増員による委員長、副委員長及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## 第5章 技能章考査員

第37条 技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者のうちから、理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

## 第6章 事務局

(設置)

第38条 本連盟の業務執行機関として事務局を設ける。

2 事務局の業務執行は、全て理事会の議決のもとに行われる。

3 事務局には、事務局長のほか、事務局次長及び業務に従事する職員及び雇用をおくことができる。

(任免)

第39条 事務局長、事務局次長、職員及び雇用は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免は、理事会の承認を得なければならない。

2 事務局長及び事務局次長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(事務局長)

第40条 事務局長の任務は、次のとおりである。

(1) 日本連盟及び本連盟のすべての規約、規程及び方針を遵守し、理事会の議定のもとに、本連盟の事務を執行する。

(2) 理事会、企画会議、運営会議及び名誉会議の幹事役となる。

(3) 事務局の長として、事務局の運営及び管理の責に任ずるとともに事務局職員及び雇員の監督・指導を行う。

(給与)

第41条 事務局長及び次長は、理事会の議を経て、有給とすることができる。

2 事務局職員及び雇用については、有給とする。

## 第7章 資金及び経理

(資金の充足)

第42条 本連盟の経費は、分担金、維持財団助成金、補助金、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 加盟団及び加盟員は、本連盟加盟規程に定める分担金納入の義務を負う。

3 分担金の金額及び徴収方法は、総会の議を経てこれを決定する。

(資金の管理)

第43条 本連盟の資金及び経理は、理事会の指示に従い維持され、かつ、整理される。

## 第8章 改 廃

(改 正)

第44条 この規約の改正は、総会において出席議決権者の3分の2以上の賛成を必要とする。

### 附 則

1. 本連盟定款及びこの規約に定めのある場合を除き、本連盟の運営はすべて日本連盟教育規程及びその細則の示すところによる。
2. 日本連盟教育規程等が改正された場合は、条文の本旨の内容を変更することなく字句の修正及び読み替えは、理事会の議を経て、これを訂正することができる。
3. この規約内に在る施行細則等については理事会の決議により別に定める。

(施行期日)

4. この規約は、法人設立の日から施行する。

(経過措置)

5. この規約の施行後、この法人が日本ボーイスカウト千葉県連盟から事業を譲り受けた際、現に任意団体の規約に基づき役員であった者及び各種委員会の委員長、副委員長又は委員であった者は、新たに制定された定款及びこの規約に基づき、それぞれ、その職に推戴、就任及び委嘱されたものとし、その在任期間を引き継ぐ。
6. この規約の施行の際、現に設けられている地区の名称等については、従前のおりとする。

令和6年10月30日 制定